

広島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十二号

広島県会計規則の一部を改正する規則

広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第一（第一条関係） 廨の名称 （略） 広島県立安芸南高等学校 （略） （略）</p>	<p>別表第一（第一条関係） 廨の名称 （略） 広島県立安芸南高等学校 （略） 広島県立西高等学校 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。